

靖國神社御創立百五十年記念事業

協力をお願い

事務局長 若木利博

1 靖國神社は、来る平成31年に創立百五十年の慶事を迎えます。この期に記念行事を計画しており、本行事を達成するため、ご遺族、崇敬者各位をはじめ戦後世代の方々からも幅広く賛同を集め、記念行事への奉賛と共に、崇敬奉賛会会員拡充を期待しています。

借行社としても、慰霊・顕彰は最重要事業であり、この記念事業が円滑に遂行されるよう協力したいと考えています。

2 記念事業総経費は20億円であり、そのうち神社としての拠出金を10億円、募金目標を10億円としています。募金金額一口を5千円、何口でも可能とし、募金期間を平成28年1月1日から同31年12月末日までの4年間を予定しています。

本事業は、靖國神社社務所内 宣徳部崇敬奉賛課が担当しています。

3 事業の概略

① 本殿・拝殿・靈靈薄奉安殿関連工事

殿内の冷暖房とバリアフリー化、拝

殿の耐震補強工事と共に、消防設備全般の改善工事、耐震耐火性の建造物である靈靈薄奉安殿の補修工事を実施する。

② 靖國會館内装改修・休憩所の設置工事

靖國會館は経年的劣化が著しく、利用者への利便性を図るため、内装を中心に改修工事を施工する。また、境内地にふさわしい景観の休憩施設を建設する。

③ 境内外苑整備工事（参拝者への「いざない」プロジェクト）

参拝の誘導と日本人の慰霊に心が触れる空間を創作するため、外苑既存樹木の整理や列植、全国各地の陶工制作の「桜」をモチーフに「遊歩道（石畳）」を設置し、開放的な雰囲気のある空間を造成する。併せて、参拝者用の駐車場の全面整備と電気・水道等のインフラ整備を行う。

4 上記の記事は、平成28年8月刊行の『借行』に掲載いたしました。

その際は公益財団法人である借行社は、宗教法人である靖國神社に対し、玉串料等特定の名目以外の寄附はできないとの見解で、会員個人、全国の各地借行会、陸士等の各期単位で募金活動の支援をお願いいたしました。

しかし、本年4月に入り、所管官庁である内閣府から一宗教法人に対して、一般事業であれば寄附が可能である」との、解釈の変更を頂戴いたしました。借行社としての寄附に関しては、現在検討中ではありますが、引き続き会員の皆様、全国の各地借行会、陸士等の各期単位での募金活動を、お願いする次第です。

特に、従前会員の皆様はもちろんで、帝国陸軍の伝統を継承する元幹部自衛官にとっても、靖國神社の記念行事に対する積極的な協力は非常に重要なことと存じます。次の要領で、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

●ご寄附の要領は、直接靖國神社にお振込み頂くか、本誌綴じ込みの払込取扱票に、寄附金額（一口5千円、何口でも可能）を記入して、振込みをお願いいたします。

●借行社は、寄附された方の氏名と振込金額を整理して、靖國神社に送付します。（今回は、寄附対象が靖國神社であるため、借行社としては税控除処置ができません。ご了承ください。）

●ご寄附の依頼期間は、平成28年1月1日から同31年12月末日までの4年間の予定です。